

議案第18号

日野町鶴の池公園キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例
の一部改正について

日野町鶴の池公園キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例の一部を別紙
のとおり改正する。

令和6年3月5日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町鶴の池公園キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

鶴の池公園キャンプ場については、新型コロナウィルス感染症に対応した観光誘客に取り組むため、令和3年4月から有料化し運営を行ってきたが、行動規制の緩和により利用者数が年々減少している。

このたび、使用料の引き下げを行い、より利用しやすい施設とするため、当条例を改正する。

2 改正内容

使用料を以下のとおり変更する。

施設名		使用区分	使用料（改正後）	使用料（改正前）
キャンプサイト	フリーサイト	日帰り1区画	1,500円	2,500円
		1泊1区画	1,500円	2,500円
	車寄せサイト	1泊1区画	2,500円	3,500円
管理棟	研修室	1時間当たり	500円	500円

※使用者が町内在住者の場合は使用料を2分の1の額とする。

3 附則

令和6年4月1日から施行する。

日野町鶴の池公園キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

日野町鶴の池公園キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例(令和3年日野町条例第14号)について、次のとおり改正する。

改正後		改正前	
別表(第10条関係)			
施設名	区分	施設名	区分
キャンプサイト	デイサイト 1泊 (10時から16時) 1泊 (13時から12時)	キャンプサイト 1,500円 1,500円	デイキャンプ (10時から16時) 1区画 1泊 (13時から12時) 1区画
車寄せサイト	1泊 (13時から12時) 1区画	車寄せサイト 2,500円	1泊 (13時から12時) 1区画
管理棟	研修室 1時間当たり 500円	管理棟 研修室 1時間当たり 500円	1泊 (13時から12時) 1区画 1泊 (13時から12時) 1区画

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。